

2019年度適用基準改定に伴う審査項目の新旧対照表 <認定基準（2012年度～2018年度）との対照>

番号	認定基準（2012～2018）	対応関係 (To)	対応関係 (From)	番号	認定基準（2019～）
	この共通基準は、高等教育機関において技術者を育成するための教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準1～4をすべて満たしていることを、根拠となる資料等で説明しなければならない。なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。	→	→		この共通基準は、高等教育機関において技術者教育を適切に設定・実施・評価・改善しているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準1～4をすべて満たしていることを、根拠となる資料を用いる等により合理的に説明しなければならない。
1	<b>基準1 学習・教育到達目標の設定と公開</b>		1	<b>学習・教育到達目標の設定と公開</b>	
1(1)	プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。	→1.1	1(1)→	1.1	【自立した技術者像の設定と公開・周知】 プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。
1(2)	プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。	→1.2	1(2)→	1.2	【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】 プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準1.1)への標(しるべ)となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。
1(2)(a)	(a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養	→1.2(a)	1(2)(a)→	1.2(a)	(a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
1(2)(b)	(b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解	→1.2(b)	1(2)(b)→	1.2(b)	(b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解
1(2)(c)	(c) 数学及び自然科学に関する知識とそれらを活用する能力	→1.2(c)	1(2)(c)→	1.2(c)	(c) 数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを活用する能力
1(2)(d)	(d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを活用する能力	→1.2(d)	1(2)(d)→	1.2(d)	(d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを活用する能力
1(2)(e)	(e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力	→1.2(e)	1(2)(e)→	1.2(e)	(e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
1(2)(f)	(f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力	→1.2(f)	1(2)(f)→	1.2(f)	(f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
1(2)(g)	(g) 自主的、継続的に学習する能力	→1.2(g)	1(2)(g)→	1.2(g)	(g) 自主的、継続的に学習する能力
1(2)(h)	(h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力	→1.2(h)	1(2)(h)→	1.2(h)	(h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
1(2)(i)	(i) チームで仕事をするための能力	→1.2(i)	1(2)(i)→	1.2(i)	(i) チームで仕事をするための能力
2	<b>基準2 教育手段</b>		2	<b>教育手段</b>	
2.1	<b>2.1 教育課程の設計</b>				
2.1(1)	学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程(カリキュラム)が設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。	→2.1	2.1(1)→	2.1	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】 プログラムは、公開されている教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育課程(カリキュラム)において、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準、を定め、授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員及び学生に開示していること。なお、教育内容に関する必須事項を、必要に応じて個別基準で定める。
2.1(2)	カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書(シラバス)が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。	→2.1	2.1(2)→		

番号	認定基準 (2012~2018)	対応関係 (To)
2.2	<b>2.2 学習・教育の実施</b>	
2.2(1)	シラバスに基づいて教育が行われていること。	→2.2
2.2(2)	学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みが行われていること。	→2.2
2.2(3)	学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。	→2.2
2.3	<b>2.3 教育組織</b>	
2.3(1)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。	→2.3
2.3(2)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。	→2.3
2.3(3)	教員の質的向上を図る取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。	→2.3
2.3(4)	教員の教育活動を評価する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従って教育改善に資する活動が行われていること。	→2.3
2.4	<b>2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法</b>	
2.4(1)	プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って選抜が行われていること。	→2.4
2.4(2)	プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の決定が行われていること。	→2.4
2.4(3)	学生をプログラム履修生として学外から編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って履修生の編入が行われていること。	→2.4
2.4(4)	学内の他のプログラムとの間の履修生の異動を認める場合には、その具体的な方法が定められ、関係する教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の異動が行われていること。	→2.4
2.5	<b>2.5 教育環境・学生支援</b>	
2.5(1)	プログラムの学習・教育到達目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩施設及び食堂等の施設、設備が整備されており、それらを維持・運用・更新するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。	→2.5
2.5(2)	教育環境及び学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉強意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員及び学生に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。	→2.5
3	<b>基準3 学習・教育到達目標の達成</b>	
3(1)	シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。	→3.1
3(2)	学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。	→3.1
3(3)	プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。	→3.1
3(4)	修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。	→3.1
3(5)	修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)~(i)の内容を身につけていること。	→3.2

対応関係 (From)	番号	認定基準 (2019~)
2.2(1)→ 2.2(2)→ 2.2(3)→	2.2	<b>【シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進】</b> プログラムは、シラバス等に基づいて教育を実施し、カリキュラムを運営していること。カリキュラムの運営にあたり、プログラムは、履修生に対して学習・教育到達目標に対する自身の達成度を継続的に点検・反映することを含み、主体的な学習を促す取り組みを実施していること。
2.3(1)→ 2.3(2)→ 2.3(3)→ 2.3(4)→	2.3	<b>【教員団、教育支援体制の整備と教育の実施】</b> プログラムは、上記2.1項、2.2項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制を整備していること。この教育支援体制には、科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組み、及び、教員の教育に関する活動を評価した上で質的向上を図る仕組みを含むこと。加えて、プログラムは関係する教員にその体制を開示していること。なお、教員団及び教育支援体制に関する勘案事項を必要に応じて個別基準で定める。
2.4(1)→ 2.4(2)→ 2.4(3)→ 2.4(4)→	2.4	<b>【アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ】</b> プログラムは、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるために定めた受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を公開し、かつ、同方針に基づいて学生を受け入れていること。
2.5(1)→ 2.5(2)→	2.5	<b>【教育環境及び学習支援環境の運用と開示】</b> プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、教育の実施及び履修生の学習支援のために必要な施設、設備、体制を保有し、それを維持・運用・更新するために必要な取り組みを行っていること。その取り組みをプログラムに関わる教員、教育支援体制の構成員、及び履修生に開示していること。
	3	<b>学習・教育到達目標の達成</b>
3(1)→ 3(2)→ 3(3)→ 3(4)→	3.1	<b>【学習・教育到達目標の達成】</b> プログラムは、各科目の到達目標に対する達成度をシラバス等に記載の評価方法と評価基準で評価し、かつ、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成したことを点検・確認していること。この達成度評価には、他のプログラム(他の学科や他の高等教育機関)で履修生が修得した単位についての認定も含む。
3(5)→	3.2	<b>【知識・能力観点から見た修了生の到達度点検】</b> プログラムは、学習・教育到達目標を達成した全修了生が学習・教育到達目標に含めた知識・能力観点(a)~(i)の内容を獲得していることを、点検・確認していること。

番号	認定基準 (2012～2018)	対応関係 (To)
4	基準4 教育改善	
4.1	4.1 教育点検	
4.1(1)	学習・教育到達目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。	→4.1
4.1(2)	その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。	→4.1
4.1(3)	その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。	→4.1
4.2	4.2 継続的改善	
4.2	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。	→4.2
分野別要件	分野別要件	
	プログラムに認定基準を適用する際に、当該認定分野において必要とする補足事項は、個別基準において別途定める。	

対応関係 (From)	番号	認定基準 (2019～)
	4	教育改善
4.1(1)→ 4.1(2)→ 4.1(3)→	4.1	【内部質保証システムの構成・実施と開示】 プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証を組織的に実施し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示していること。この内部質保証の仕組みには、社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含むこと。
4.2→	4.2	【継続的改善】 プログラムは、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持ち、それに関する活動を行っていること。
	分野別要件	分野別要件
→		プログラムに認定基準を適用する際に、当該認定分野において勘案すべき事項は、個別基準において別途定める。